

<<<新旧対照表>>>

○大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例

例規集 p 3209～

新	旧
<p>大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例 昭和63年3月18日 条例第12号</p>	<p>大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例 昭和63年3月18日 条例第12号</p>
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略) (区長の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(自転車等の利用者等の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 自転車の利用者は、その利用する自転車の盗難を防止するため、施錠その他の適切な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、駅周辺等公共の場所における自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備並びに自転車の安全利用に関し必要な事項を定めることにより、自転車等の放置による環境悪化及び自転車に関する交通事故の防止を図り、もつて区民の安全で快適な生活環境を維持し、向上させることを目的とする。</p> <p>第2条 (略) (区長の責務)</p> <p>第3条 区長は、自転車等駐車場の設置並びに自転車等が放置されている地域における指導及び啓発その他の自転車等の放置防止施策の実施に努めなければならない。</p> <p>2 区長は、自転車の安全利用を促進するための施策並びに広報及び啓発の実施に努めなければならない。 (自転車等の利用者等の責務)</p> <p>第4条 自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めなければならない。</p> <p>2 自転車の利用者等は、その利用する自転車に住所及び氏名を記載するように努めるとともに、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録を受けなければならない。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>3</u> 駅周辺に居住し、又は通勤若しくは通学している者は、通勤又は通学等のために、当該駅との交通の手段として自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。</p> <p><u>4</u> 自転車の利用者は、イヤホン、携帯電話等を使用しながら、又は傘を差しな</p>

新	旧
<p>第5条及び第6条 (略)</p> <p>第2章 自転車等の放置禁止</p> <p>第7条から第12条の2まで (略)</p> <p>第3章 区が設置する自転車等駐車場</p> <p>第13条から第21条まで (略)</p> <p>第4章 民間施設における自転車駐車場の設置義務</p> <p>第22条から第34条まで (略)</p> <p>第5章 民営自転車等駐車場の育成</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第6章 自転車等駐車対策協議会 (協議会の設置)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第38条及び第39条 (略)</p> <p>別表第1 (第12条の2、第21条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第15条、第21条関係) (略)</p> <p><b>付 則</b> <b>この条例は、令和2年1月1日から施行する。</b></p>	<p>がらの運転の禁止その他の道路交通法及び同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守しなければならない。</p> <p>第5条及び第6条 (略)</p> <p>第2章 自転車等の放置禁止</p> <p>第7条から第12条の2まで (略)</p> <p>第3章 区が設置する自転車等駐車場</p> <p>第13条から第21条まで (略)</p> <p>第4章 民間施設における自転車駐車場の設置義務</p> <p>第22条から第34条まで (略)</p> <p>第5章 民営自転車等駐車場の育成</p> <p>第35条 (略)</p> <p>第6章 自転車等駐車対策協議会 (協議会の設置)</p> <p>第36条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するため、法第8条第1項の規定に基づき、区長の附属機関として大田区自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 (協議会の組織)</p> <p>第37条 協議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員25人以内で組織する。</p> <p>(1) 区民</p> <p>(2) 区議会議員</p> <p>(3) 学識経験者</p> <p>(4) 鉄道事業者</p> <p>(5) 関係行政機関の職員</p> <p>2 委員の任期は、<b>2年以内</b>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>第38条及び第39条 (略)</p> <p>別表第1 (第12条の2、第21条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第15条、第21条関係) (略)</p>